

2. 別室登校の生徒の取り扱いに関する規程

(趣旨)

第1条 この規定は、登校しながらも教室に行けない状態の生徒に対し、学校生活になれるための居場所として、教室以外の施設（以下「別室と言う」）を活用し、教室復帰を促すことを目的として定める。

(別室登校の定義)

第2条 心理的、情緒的、身体的な事情により、登校していても教室に行けない生徒に対し、別室での指導を行うこととする。

(別室登校生徒の認定)

第3条 原則として、診断書または証明書を提出させるものとする。また、別室登校承認後も引き続き専門機関を受診するよう促し、必要に応じて診断書を提出させるものとする。

第4条 履修及び教育相談に係る委員会は、別室登校生徒の指導方針を検討し、職員会議に諮る。

(別室登校の期間と出席取り扱い)

第5条 別室登校の期間は、原則として2ヶ月とする。その期間中に教室復帰ができない場合は、再度検討する。

第6条 別室への出席日数及びその間の授業時数は、出席扱いとし、別室登校を始めた時点にさかのぼって適用する。但し、自主的に教室に戻ることも可能とする。

第7条 学級担任は、当該生徒の出欠を確認し、学年会・教科担任と連携をとる。

第8条 教科担任は、課題を与えるものとする。

(成績評価・単位認定等)

第9条 原則として、定期考査などを受験させる。指導・評価方針は、教科担任を中心とし、教科として検討する。また原則として、単位の認定、進級及び卒業に関する規定を適用する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日より施行する。

この規定は、令和2年4月1日より施行する。